

10
2024

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊くろうど

令和6年10月号

October No. 89

もくじ

令和6年度の地域別最低賃金の改定状況 全ての都道府県で出揃う！	・・・2
令和7年度の厚労省予算の概算要求 重点事項に「労働市場改革の推進」	・・・3
個別労働関係紛争における相談 “いじめ・嫌がらせ”が12年連続でトップ	・・・4
賃金のデジタル払い 資金移動業者を厚生労働大臣が初めて指定	・・・5
「ジョブ型人事指針」を公表 20社の導入事例を紹介（内閣官房）	・・・6
人事労務の相談室 Q & A	・・・7
人事労務の統計指標	・・・8.9
偉人・名将の一言一行	・・・10
ゆんたくひんたく	・・・11



クラウド社会保険労務士事務所

〒720-0067
広島県福山市西町二丁目 8-27
ポートビル 4F

TEL:084-983-1198
FAX:084-983-1197
e-mail:info@kuroudo-sr.com
<https://www.kuroudo-sr.com>

令和6年度の地域別最低賃金の改定状況 すべての都道府県で出揃う！

令和6年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。

これによると、中央最低賃金審議会が示した目安額を超える改定が47都道府県中27県で答申されており、全国加重平均額も、目安額として示された1,054円を上回る「1,055円」となっています。

発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

これだけ大幅な引き上げなので、最低賃金割れが増えることが懸念されています。月給制の場合、所定のルールにより時給換算して、最低賃金額と比較する必要がありますので注意が必要です。気軽にご相談ください。

注意！ 今後、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、順次発効される予定です。最終的に決定された金額を必ず確認しましょう。

令和6年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日
北海道	1010円(960円)	令和6年10月1日	滋賀	1017円(967円)	令和6年10月1日
青森	953円(898円)	令和6年10月5日	京都	1058円(1008円)	令和6年10月1日
岩手	952円(893円)	令和6年10月27日	大阪	1114円(1064円)	令和6年10月1日
宮城	973円(923円)	令和6年10月1日	兵庫	1052円(1001円)	令和6年10月1日
秋田	951円(897円)	令和6年10月1日	奈良	986円(936円)	令和6年10月1日
山形	955円(900円)	令和6年10月19日	和歌山	980円(929円)	令和6年10月1日
福島	955円(900円)	令和6年10月5日	鳥取	957円(900円)	令和6年10月5日
茨城	1005円(953円)	令和6年10月1日	島根	962円(904円)	令和6年10月12日
栃木	1004円(954円)	令和6年10月1日	岡山	982円(932円)	令和6年10月2日
群馬	985円(935円)	令和6年10月4日	広島	1020円(970円)	令和6年10月1日
埼玉	1078円(1028円)	令和6年10月1日	山口	979円(928円)	令和6年10月1日
千葉	1076円(1026円)	令和6年10月1日	徳島	980円(896円)	令和6年11月1日
東京	1163円(1113円)	令和6年10月1日	香川	970円(918円)	令和6年10月2日
神奈川	1162円(1112円)	令和6年10月1日	愛媛	956円(897円)	令和6年10月13日
新潟	985円(931円)	令和6年10月1日	高知	952円(897円)	令和6年10月9日
富山	998円(948円)	令和6年10月1日	福岡	992円(941円)	令和6年10月5日
石川	984円(933円)	令和6年10月5日	佐賀	956円(900円)	令和6年10月17日
福井	984円(931円)	令和6年10月5日	長崎	953円(898円)	令和6年10月12日
山梨	988円(938円)	令和6年10月1日	熊本	952円(898円)	令和6年10月5日
長野	998円(948円)	令和6年10月1日	大分	954円(899円)	令和6年10月5日
岐阜	1001円(950円)	令和6年10月1日	宮崎	952円(897円)	令和6年10月5日
静岡	1034円(984円)	令和6年10月1日	鹿児島	953円(897円)	令和6年10月5日
愛知	1077円(1027円)	令和6年10月1日	沖縄	952円(896円)	令和6年10月9日
三重	1023円(973円)	令和6年10月1日	全国加重平均	1055円(1004円)	

令和7年度の厚労省予算の概算要求 重点事項に「労働市場改革の推進」など

毎年8月31日は、各府省庁が財務省に対して来年度の予算の概算要求を行う期限となっています。令和7年度（2025年度）の予算について、厚生労働省からはどのような概算要求が行われたのでしょうか。ポイントを紹介します。

令和7年度（2025年度） 厚生労働省予算の概算要求

- 一般会計総額は「34兆2,763億円」となっています（過去最大）。そのうち、年金・医療等に係る経費が32兆4,375億円を占めています。
- 今回の概算要求では、次の3点を柱とし、重点的な要求を行うこととされています。
 - ・ 全世代型社会保障の実現に向けた保健・医療・介護の構築
 - ・ 持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進
 - ・ 一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会の実現
- このうち、企業実務に特に関連があるのは、『労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進』といえます。主な項目には、右記のようなものがあります（抜粋）。

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援等→366億円
- リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入、成長分野等への労働移動の円滑化→1,695億円
- 人材確保の支援→425億円
- 障害者や高齢者等、多様な人材の活躍促進等→1,920億円
- 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進→1,415億円
- ハラスメント防止対策、安心安全な職場環境の実現→67億円
- 女性の活躍促進→49億円

最近話題の政策には、多くの予算が要求されています。要求どおりに予算が成立するのか？ 具体的にはどのような施策となるのか？

今後の動向に注目です。



個別労働関係紛争における相談件数 “いじめ・嫌がらせ”が12年連続でトップ

厚生労働省から、令和5年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」が公表されました。

令和5年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」のポイント

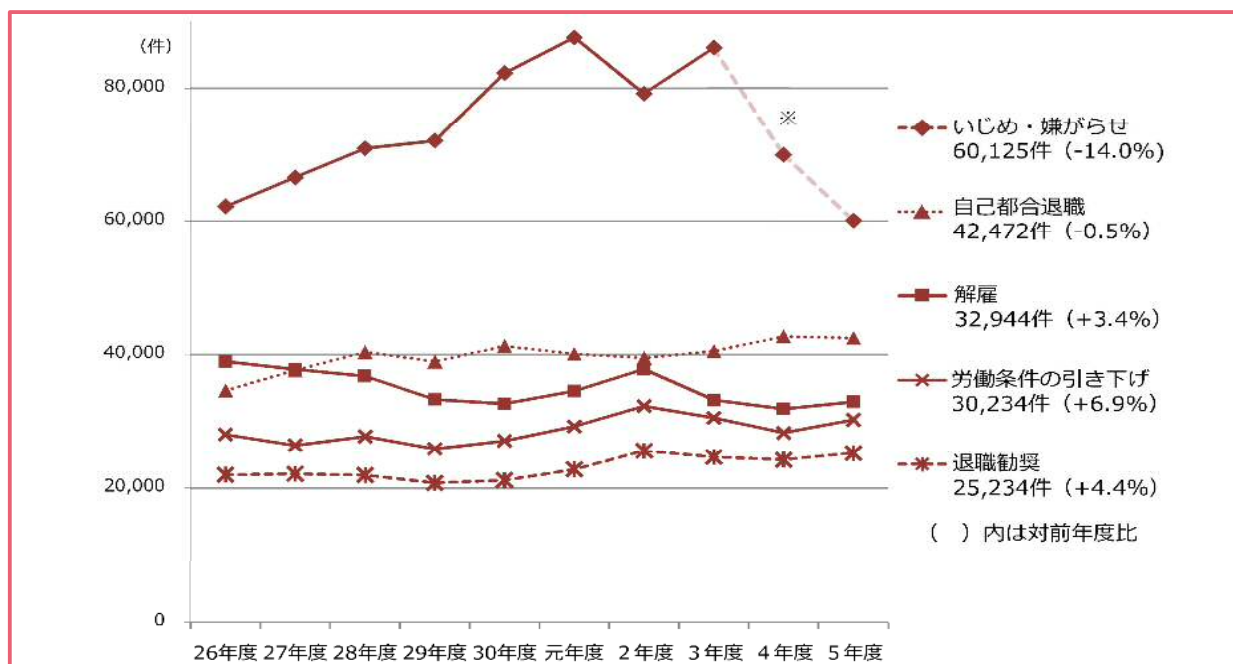
- 総合労働相談件数は、121万412件で、4年連続で120万件を超え、高止まり。
- 民事上の個別労働関係紛争における相談、あっせんの申請では「いじめ・嫌がらせ」の件数が引き続き最多（下記は、各項目の「いじめ・嫌がらせ」の件数）
- 民事上の個別労働関係紛争の相談件数

では、60,125件（前年度比14.0%減）〔12年連続最多〕……下記の【図】参照

- あっせんの申請では、800件（同7.6%減）〔10年連続最多〕
〈補足〉助言・指導の申出では、「いじめ・嫌がらせ」は960件で2番目に多い。

個別労働関係紛争について、別にパワーハラスメントに関する相談と集計されるものを除いたとしても、「いじめ・嫌がらせ」の件数が多いことは知っておきたいところです。このような状況をみると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。

【図：民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）】



※令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、（これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた）同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て（同法に基づく対応となり）別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に大きな差異がある。

賃金のデジタル払い 資金移動業者を 厚生労働大臣が初めて指定(厚労省)

令和5年4月施行の労働基準法施行規則の改正により、賃金の支払方法として、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）が追加されました。

この改正の施行後、これまで、資金移動業者の指定は行われていなかったのですが、令和6年8月9日、「PayPay株式会社」に対し、資金移動業者の口座への賃金支払いに関する厚生労働大臣の指定が行われました。

具体的な、サービスの開始時期については、同社からの発表を確認して欲しいということです。

これを受けて、厚生労働省からは、新たなリーフレット「【使用者向け】賃金のデジタル払いを導入するにあたって必要な手続き（令和6年8月掲載）」が公表されました。

初の指定資金移動業者が誕生しました。賃金のデジタル払いが普及するの否か、今後の動向に注目です。

これを機に、下の厚生労働省のリーフレットやPayPay株式会社の説明資料にじっくり目を通し、メリットとデメリットを把握したうえで、従業員から希望があった場合の対応などを決めておくようにしましょう。必要であれば、気軽にお声掛けください。

令和6年8月掲載の新たなリーフレットの冒頭



賃金のデジタル払いを導入する にあたって必要な手続き

雇用主向け

1 賃金のデジタル払いの導入にあたって

- このリーフレットでは、賃金のデジタル払いを導入するにあたって、雇用主の皆さまに対応いただく必要がある主な内容をまとめています。
- 雇用主の皆さまが各事業場において賃金のデジタル払いを導入するにあたり、必要な手続きは次のとおりです。
 - ①厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)の確認
 - ②導入する指定資金移動業者のサービスの検討
 - ③労使協定の締結等
 - ④労働者への説明
 - ⑤労働者の個別の同意取得
 - ⑥賃金支払いの事務処理の確認・実施

「ジョブ型人事指針」を公表 20社の導入事例を紹介(内閣官房)

令和6年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」などで策定することが示されていた「ジョブ型人事指針」が正式に策定・公表されました(令和6年8月28日付け)。

ジョブ型人事の導入が推進された背景や指針の概要などを確認しておきましょう。

「ジョブ型人事指針」を公表／ジョブ型人事の導入推進の背景・指針の概要

■従来の我が国の雇用制度は、新卒一括採用中心、異動は会社主導、企業から与えられた仕事を頑張るのが従業員であり、将来に向けたリ・スキリングがいきるかどうかは人事異動次第という、従業員の意思による自律的なキャリア形成が行われにくいシステムであった。

↓ 日本企業と日本経済の更なる成長のためには…

■個々の職務に応じて必要となるスキルを設定し、スキルギャップの克服に向けて、従業員が上司と相談をしつつ、自ら職務やり・スキリングの内容を選択していくジョブ型人事に移行することが必要であるということで、政府主導でその導入が推進されることになった。



導入するといっても、個々の企業の経営戦略や歴史など実態が千差万別であることに鑑み、自社のスタイルに合った導入方法を各社が検討できることが大切

↓ そこで

「ジョブ型人事指針」を策定！

◎この「ジョブ型人事指針」は、既に導入している多様な企業に協力を求め、導入企業20社の事例を掲載したものとなっています。

ジョブ型人事について、興味があれば、お声掛けください。指針を見ながら、貴社にとって、導入する価値があるのか、導入が可能なものなのか等、検討してみましょ

お仕事
カレンダー
10月

10 / 10

● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10 / 31

● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付

● 8月決算法人の確定申告と納税・2025年2月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)

● 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

● 労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の7月～9月分の労災事故について)

● 労働保険料の納付(延納第2期分)



人事労務の相談室 Q&A

Q.

今年の5月10日に改正雇用保険法が参院本会議で可決、成立したそうですが、当社にどのような影響が及ぶのか教えてください。

A.

最も影響を及ぼすのは、雇用保険の適用拡大です。2028年10月から、週の労働時間が10時間以上の労働者は雇用保険に加入できるようになります。

具体的な改正点

今回の改正雇用保険法では、①雇用保険の適用拡大、②教育訓練やリスキリング支援の充実、③育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保、④その他雇用保険制度の見直しが盛り込まれています。

①雇用保険の適用拡大

雇用保険の被保険者要件を見直し、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」に対象を拡大します。この適用拡大により、新たに雇用保険の被保険者及び受給資格者となる労働者については、求職者支援制度の支援対象から除外しないことが明記されています。

②教育訓練やリスキリング支援の充実

自己都合で退職した労働者が職業関連の教育訓練を受ける場合、雇用保険の基本手当の受給資格が拡大され、給付制限期間が通常2か月から1か月に短縮されます。また、教育訓練給付金の支給率が最大70%から80%に引き上げられ、賃金増加や資格取得を条件に追加給付が新設されます。

さらに、在職中の被保険者が教育訓練のため休暇を取得した際には、生活支援のための新たな給付金が創設されます。

③育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保

育児休業給付の国庫負担を本来の1/8に戻し、暫定措置であった1/80の負担率を廃止します。また、育児休業給付の保険料率を0.4%から0.5%へ引き上げ、保険財政の状況に応じて0.5%から0.4%への引き下げも可能にします。

当面は保険料率を現行の0.4%に据え置きつつ、将来の保険財政悪化に備えて料率を弾力的に調整する体制を整備します。

④その他雇用保険制度の見直し

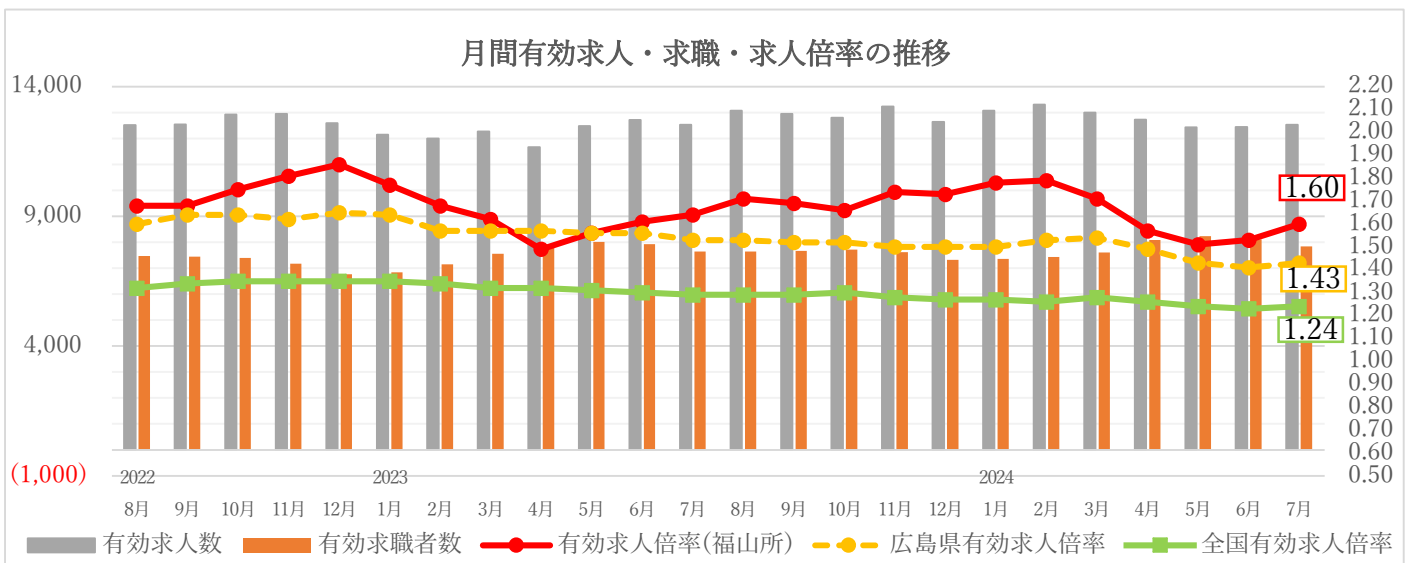
教育訓練支援給付金の給付率を80%から60%に引下げるとともに、その暫定措置を令和8年度末まで継続します。

人事労務の統計指標

労働関係指標 (2024年7月)

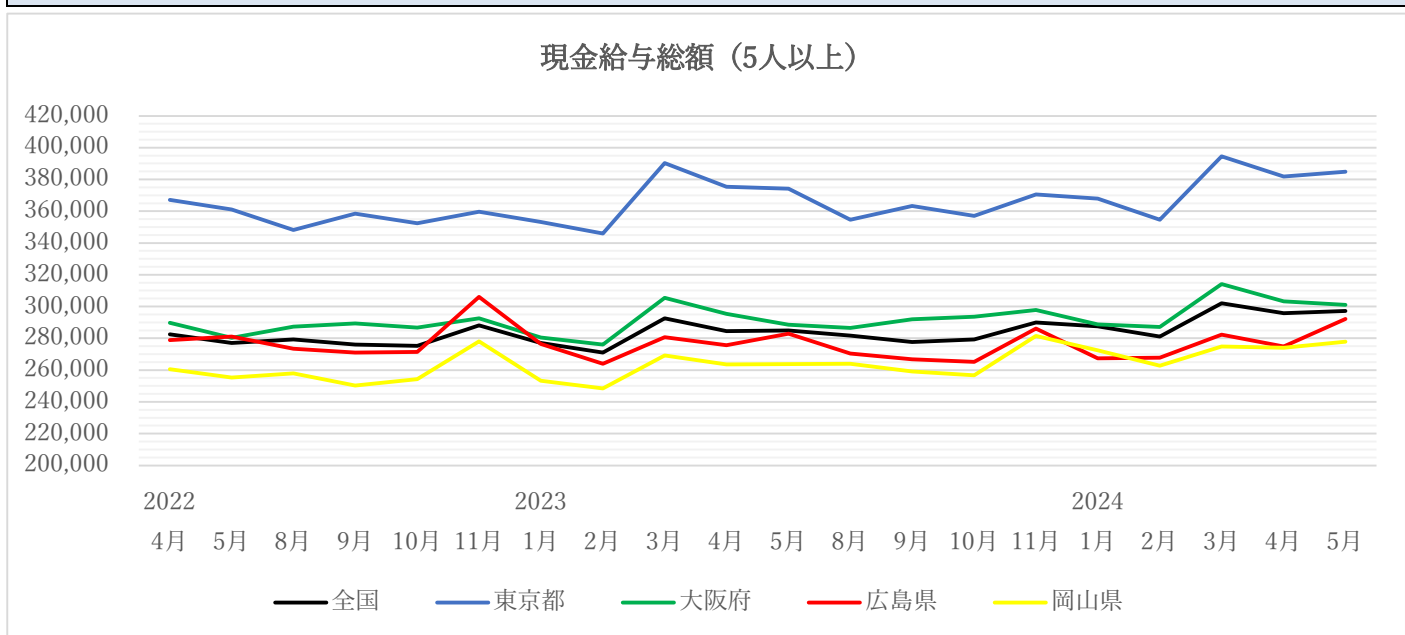
有効求人倍率 (季節調整値※)	全国	1.24 倍	有効求人人数	全国	2,365,244 人	有効求職者数	全国	1,963,101 人
	広島県	1.43 倍		広島県	64,978 人		広島県	45,322 人
	福山市	1.60 倍		福山市	12,523 人		福山市	7,844 人

※ 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値（原数値から季節変動を除去した結果数値）



定期給与 現金給与総額 (2024年6月)

全国	東京都	大阪府	広島県	岡山県
498,887 円	695,609 円	519,154 円	445,826 円	451,792 円

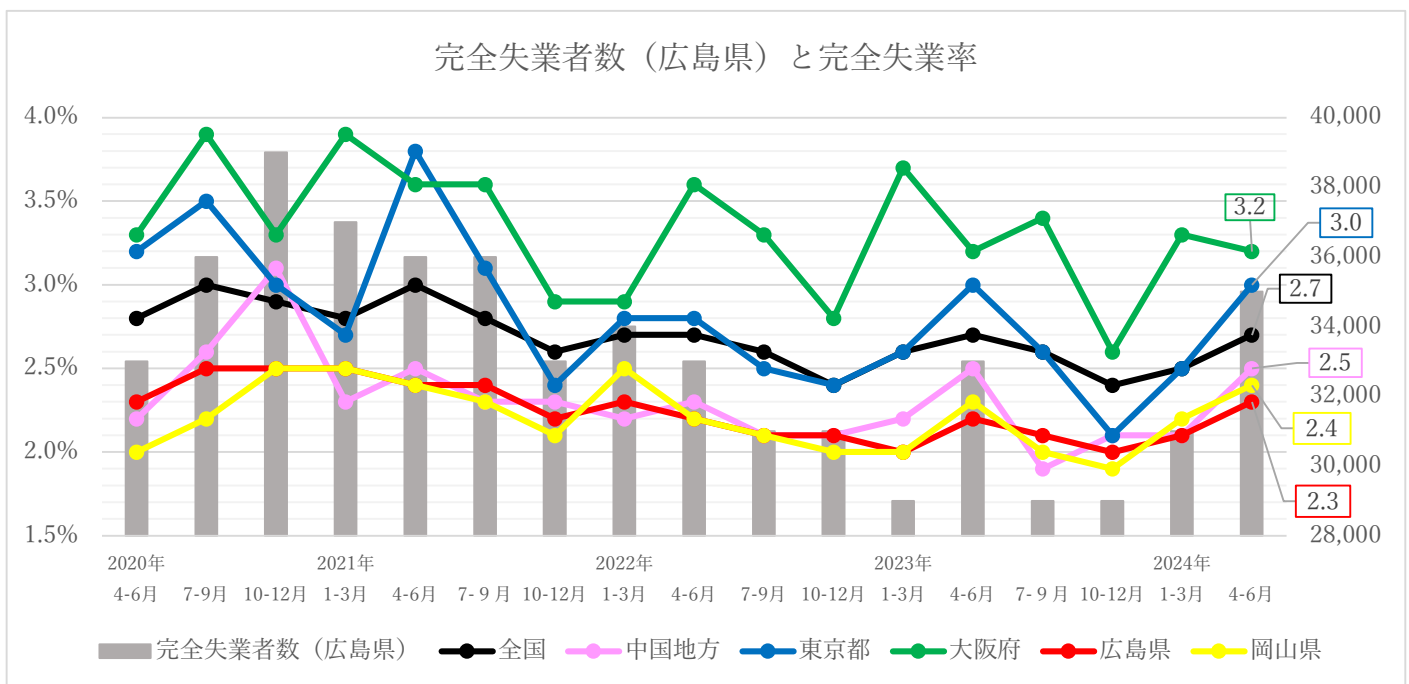


参考：毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査） 結果の概要 | 厚生労働省 (mhlw.go.jp) 他 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

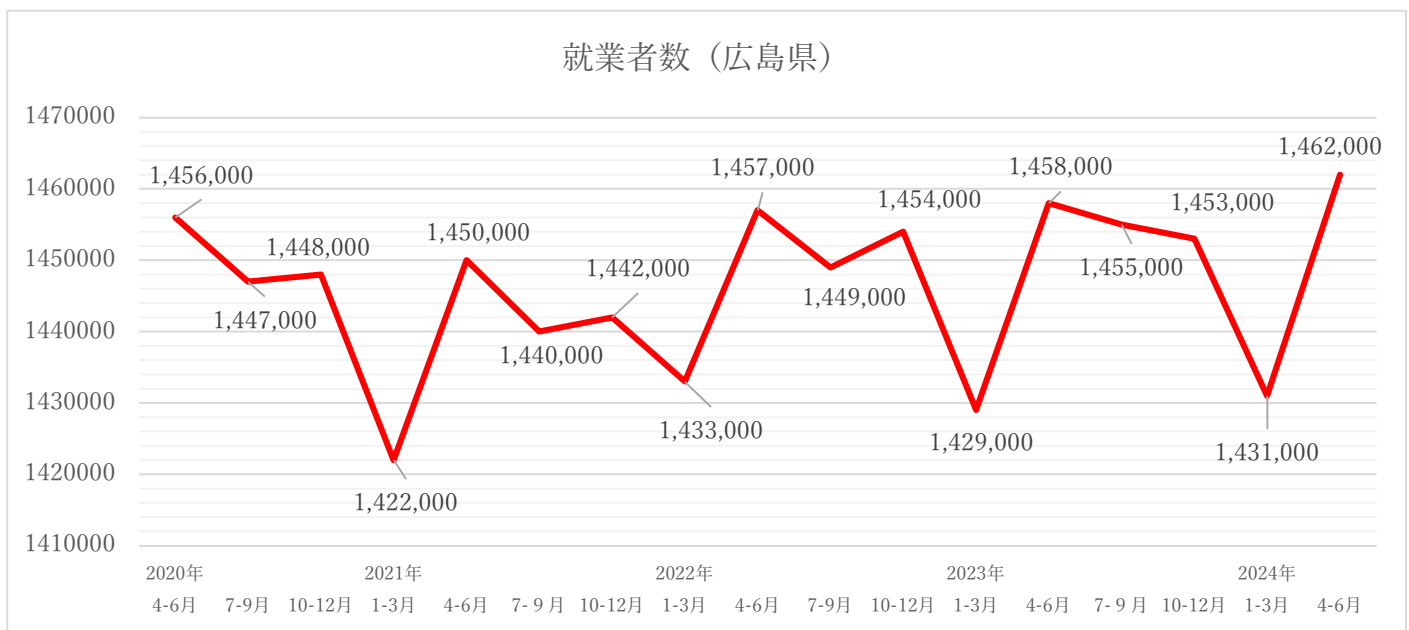
人事労務の統計指標

労働関係指標 (2024年4月~6月期平均)

完全失業率	広島県 2.3%	完全失業者数	広島県 35,000人	就業者数	広島県 1,462,000人
	東京都 3.0%		東京都 259,000人		東京都 8,435,000人
	大阪府 3.2%		大阪府 156,000人		大阪府 4,737,000人



※完全失業率：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合



参考：労働力調査 - 統計情報 | 広島県 (hiroshima.lg.jp)他

偉人・名将の一言一行

和ばかり重んじる
人間を重く用いるな

毛利元就



「善柔なる者は、能く人の心に忤わず、故に朋輩も翬肩する者多し、主将過ちて之を用いなば、国を治ること成り難し」

トップが部下を用いるときにいつも注意しなければならないことがある、と毛利元就は言っています。

誰からも褒められる者を、決して重役につけてはならない。その理由は、誰からも褒められる者は、正しい判断を下せないからだ。誰からもよく思われようとする、たとえ悪事をした人間に対しても情け深くなる。だから表面上の評判が良くなるのだ。そのような人間を重役につけると、正しいことを正しいタイミングで行うことができなくなってしまう。一見すると家中無事と言えなくもないが、実際は組織が綻び始めているのだ。ゆえにトップは常に目を見開いて、何でも「はいはい」と言うイエスマンや八方美人には注意しなければならない。

毛利元就は「家中無事は家が乱れる始まりだ」と常に戒めていたそうです。

君近きを見て遠くに
及さば、下民の幸な
らん

島左近



かつて島左近が主君の石田三成とともに大坂城天守に登ったときの逸話です。

大坂城の天守から繁栄している城下の様子を眺めた三成は、大変満足して左近に言いました。「この繁栄をみてみろ。すべて秀吉公のおかげだ。豊臣家はこれからも末長く続いていくことだろう」と。

すると左近は首を横に振り三成にこう言います。「殿、繁栄しているのは大坂城の周囲だけです。遠くの場所にも目を向けてください。ここから見えないかもしれませんが、そこには貧しい人々が軒を連ねて生活しているのです。また大坂城にいる者たちの多くは利益で従っています。殿のように秀吉公の人徳を慕っている者はわずかです。現状に満足するのではなく、武士や民の苦しさに目を向け、彼らを大切にしないと、豊臣家の天下が長続きすることはありません」と。

三成にはもったいないと謳われるほどの逸材・島左近の忠告が最悪の形での中するのは、しばらく後の話になります。

ゆんたくひんたく

夏が終わり秋の涼しさを感じる季節になりました。みなさま、お変わりなくお過ごしでしょうか。

いきなりですが、今年の6月に驚きのニュースが舞い込んできました。2027年をめぐりに黄色い車体の新幹線、ドクターイエローが引退することが発表されたのです。

ドクターイエローは10日に1度はどのペースで運行していますが、そのダイヤは非公開。そのため「見ると幸せになる」といわれています。そういった験担ぎ的な理由でも、幸せの象徴の引退を惜しむ声が多く上がっているそうです。

どうしてこんなにもドクターイエローが人気かということ黄色という目を引くカラーも関係しているようです。黄色は色の中で最も明るい色といわれ、「幸せの黄色いハンカチ」からもわかるように、幸福のシンボルともいえる色だそうです。

色彩効果についての知識がない私でも色が人の感情や行動に影響を与えていることは何となく知っていたので、このゆんたくひんたくを書いている今、せっかくなので生活に少しだけ色を取り入れてみることにしました。

長く続いた暑さのせいで食欲が落ちていたので食器も食欲増進効果があるといわれているオレンジ色に、浴室のバスチェアと湯桶を癒し効果のある緑色にしてみました。正直、まだ効果については分かりませんが、生活の中心色があることで心の状態は良好です。（田部）



クラウドからのお知らせ

当事務所は、下記のとおり、臨時休暇を頂戴いたします。

臨時休暇：10月29日（火）

お問い合わせいただいた件につきましては10月30日以降、速やかにお返事を差し上げます。

ご不便をおかけしますが、よろしく申し上げます。